

○ 建設業許可（建設業法第3条）

（1） 建設業の許可

ア 建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負う場合を除き、建設業法第3条の規定に基づき、建設業の許可を受けなければなりません。

イ 「軽微な建設工事」とは、工事1件の請負代金の額が建築一式工事以外の建設工事の場合にあっては、500万円未満、建築一式工事にあつては1,500万円未満又は延べ面積が150平方メートル未満の木造住宅の工事をいいます。

（2） 許可行政庁（大臣許可と知事許可）

ア 建設業を営もうとする者が、2つ以上の都道府県の区域に営業所を設ける場合は国土交通大臣の許可が、1つの都道府県の区域内にのみ営業所を設ける場合は都道府県知事の許可が必要となります。

イ 営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約の見積、入札、契約の締結を行う事務所等、建設業に係る営業に実質的に関与するものをいいます。

ウ 大臣許可、知事許可を問わず、営業の区域又は建設工事を施工する区域についての制限等はありません。

（3） 建設業の許可業種

建設業の許可は、下記の28の業種ごとに行われ、営業する業種ごとに取得する必要があります。また、同時に2つ以上の業種の許可を受けることができ、現有の許可業種に業種を追加することもできます。ある業種の許可を受けた場合でも、他の業種の工事を請け負うことは、その業種の許可も受けていない限り禁じられます。

土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業
--

（4） 有効期間

建設業の許可は5年間有効です。5年毎に更新が必要です。

（5） 許可の区分（一般建設業と特定建設業の許可）

ア 許可を受けようとする業種ごとに一般建設業又は特定建設業の許可を受けなければなりません。

イ 特定建設業の許可を受けた場合は、発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、下請代金の額が3,000万円以上（建築工事業については4,500万円以上）となる下請契約を締結することができます。

この場合の3,000万円以上（建築工事業においては4,500万円以上）とは、その工事全体で、

全ての下請業者に出す工事金額を合計したものです。

したがって、建設工事の発注者から直接請け負う請負金額については、一般建設業者であっても特定建設業者であっても等しく制限はなく、一般建設業者であっても工事を全て直営施工するか、あるいは1件の建設工事について3,000万円未満（建築工事業については4,500万円未満）の工事を下請施工させる限り、受注金額に制限はありません。

(6) 許可申請書類の提出方法

ア 提出先

国土交通大臣許可については、主たる営業所（通常は本社、本店）の所在地を管轄する都道府県知事を経由して各地方整備局長等へ、知事許可については、営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して下さい。（許可の更新の場合は、有効期間満了の日の30日前までに提出しなければなりません。）

イ 提出部数

- ① 大臣許可： 正本1部及び営業所のある都道府県の数と同一部数
- ② 知事許可： 当該都道府県知事の定める部数

(7) 許可申請に必要な書類（許可申請書及び添付書類）

許可申請に必要な書類の一覧は表3を参照して下さい。

また、許可申請をするに際して、疑義が生じた場合には、表1の各都道府県建設業許可事務担当課又は表2の各地方整備局建政部建設産業課等にご照会下さい。

(8) 許可手数料等

ア 国土交通大臣の許可

- ① 新規の許可： 15万円（登録免許税）
- ② 更新及び同一許可区分内での追加の許可： 5万円

イ 都道府県知事の許可

- ① 新規の許可： 9万円
- ② 更新及び同一許可区分内での追加の許可： 5万円

(9) 許可を受けた後の届出等

許可を受けた後に商号又は名称、営業所の名称及び所在地、資本金額、経營業務の管理責任者、専任技術者等に変更があったとき、毎事業年度が終了したときなどは、建設業法第11条の規定により、その旨の変更届出書を許可を受けた許可行政庁に提出しなければなりません。

届出が必要となる事項の内容等については、表4を参照して下さい。

詳細については、表1の都道府県建設業許可事務担当課又は表2の各地方整備局建政部建設産業課等にご照会下さい。

(10) 記載要領、記載例

表1の各都道府県建設業許可事務担当課又は表2の各地方整備局建政部建設産業課等にご照会下さい。

2. 窓口

(1) 提出先窓口

大臣許可、知事許可とも提出先窓口は表1の各都道府県建設業許可事務担当課になります。ただし、その事務の全部又は一部を土木事務所等の出先機関で行っている場合があります。詳しくは、各都道府県担当窓口にお問い合わせください。

(2) 受付時間

提出先窓口にご照会下さい。

(3) 相談窓口

表1の各都道府県建設業許可事務担当課又は表2の各地方整備局建政部建設産業課等

3. 手続き

(1) 審査基準： 建設業法第7条、第8条、第15条

建設業の許可の基準の概要については以下のとおりです。なお、国土交通大臣に係る建設業許可の基準の詳細については、以下のアドレスに別途掲載をしておりますので、ご確認ください。

○国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/index01.htm>)

ア 経營業務の管理責任者としての経験がある者を有していること

許可を受けようとする者が法人である場合には常勤の役員の中の1人が、また、個人である場合には本人又は支配人のうち1人が、次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有していること。
- ② 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7年以上経營業務の管理責任者としての経験を有していること。
- ③ 許可を受けようとする建設業に関し、経營業務の管理責任者に準ずる地位（法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人の場合はその本人に次ぐ地位をいいます。）にあって、次のいずれかの経験を有していること。
 - a 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験
 - b 7年以上経營業務を補佐した経験

イ 専任の技術者を有していること

許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所ごとに、一定の資格・実務経験を有する専任の技術者を置くことが必要です。

【一般建設業の許可を受ける場合】

- ① 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、国土交通省令で定める学科を修めて高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上実務の経験を有する者、または同様に大学を卒業した後3年以上実務の経験を有する者
- ② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、10年以上実務の経験を有する者
- ③ 国土交通大臣が①又は②に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認定した者

(許可業種に応じ、「施工管理技士」の合格証明書、「建築士」の免許証、「技術士」の登録証、該当する技能の「技能検定」の合格証書を有する者などが定められています。)

【特定建設業の許可を受ける場合】

- ① 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者

(許可業種に応じ、一級「施工管理技士」、一級「建築士」、「技術士」が定められています。)

- ② 上記の一般建設業の要件のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者
- ③ 国土交通大臣が①又は②に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認定した者

なお、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種は指定建設業として指定されており、この7業種について、特定建設業の許可を受けようとする場合は、国土交通大臣が定める国家資格者等を営業所に置かなければなりません。

ウ 請負契約に関して誠実性を有していること

許可を受けようとする者が法人である場合には、その法人、役員、支店又は営業所の代表者が、個人である場合は、本人又は支配人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

エ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること

【一般建設業の許可を受ける場合】

次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 自己資本の額が500万円以上であること。
- ② 500万円以上の資金を調達する能力を有すること。
- ③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること。

【特定建設業の許可を受ける場合】

次のすべてに該当することが必要です。

- ① 欠損の額が資本金の額の20パーセントを超えていないこと。
- ② 流動比率が75パーセント以上であること。
- ③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

オ 許可を受けようとする者が次に掲げる事項に該当しないことが必要です。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- ② 不正の手段により許可を受けたこと又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- ③ 許可の取消し処分を免れるために廃業の届出を行った者で当該届出の日から5年を経過しない者
- ④ 上記③の届出があった場合に、許可の取り消し処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- ⑤ 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑥ 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ⑦ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑧ 建設業法、又は一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑨ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記①から⑧のいずれかに該当する者
- ⑩ 法人でその役員、支配人又は建設業に係る支店・営業所の代表者のうちに、上記①から④まで又は⑥から⑧までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑪ 個人でその支配人又は建設業に係る支店・営業所の代表者のうちに、上記①から④まで又は⑥から⑧までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑫ 許可申請書類中に重要な事項について虚偽の記載をした者、又は重要な事実の記載を欠いた者

(2) 標準処理期間

ア 国土交通大臣許可については、おおむね120日程度（都道府県の事務所に到達してから地方整備局等の事務所に到達するまでおおむね30日程度、地方整備局等の事務所に到達してからおおむね90日程度）

イ 都道府県知事許可については、表1の各都道府県建設業許可事務担当課にご照会下さい。

(3) 不服申立方法

行政不服審査法の規定による。

表1 都道府県建設業許可担当課一覧

都道府県名	担 当 課 名	電話番号
北海道	建設部建設管理局建設情報課	011(231)4111
青森県	県土整備部監理課	017(722)1111
岩手県	県土整備部建設技術振興課	019(651)3111
宮城県	土木部事業管理課	022(211)3116
秋田県	建設交通部建設管理課	018(860)2425
山形県	土木部建設企画課	023(630)2572
福島県	土木部土木総務領域建設行政グループ	024(521)7452
茨城県	土木部監理課	029(301)1111
栃木県	土木部監理課	028(623)2390
群馬県	県土整備局監理課	027(223)1111
埼玉県	県土整備部建設業課	048(824)2111
千葉県	県土整備部建設・不動産課建設業・契約室	043(223)3108
東京都	都市整備局市街地建築部建設業課	03(5321)1111
神奈川県	県土整備部建設業課	045(210)1111
山梨県	土木部土木総務課	055(237)1111
長野県	土木部監理課	026(232)0111
新潟県	土木部監理課建設業室	025(285)5511
富山県	土木部建設技術企画課	076(431)4111
石川県	土木部監理課	076(255)1111
岐阜県	基盤整備部建設政策課	058(272)1111
静岡県	土木部建設業室	054(221)3058
愛知県	建設部建設業不動産課	052(961)2111
三重県	県土整備部建設業室	059(224)2660
福井県	土木部土木管理課	0776(21)1111
滋賀県	土木交通部監理課	077(524)1121
京都府	土木建築部指導検査課	075(451)8111
大阪府	住宅まちづくり部建築振興課	06(6941)0351
兵庫県	県土整備部県土企画局契約・建設業室	078(341)7711
奈良県	土木部監理課	0742(22)1101
和歌山県	県土整備部県土政策局技術調査課	073(432)4111
鳥取県	県土整備部管理課	0857(26)7347
島根県	土木部土木総務課建設産業対策室	0852(22)5185
岡山県	土木部監理課	086(224)2111
広島県	土木建築部管理総室建設産業室	082(228)2111
山口県	土木建築部監理課	083(922)3111
徳島県	県土整備部建設管理課入札管理室	088(823)1111
香川県	土木部土木監理課	087(831)1111
愛媛県	土木部管理局土木管理課	089(941)2111
高知県	土木部建設管理課	088(823)1111
福岡県	建築都市部建築指導課	092(651)1111
佐賀県	県土づくり本部建設・技術課	0952(24)1111
長崎県	土木部監理課	095(824)1111
熊本県	土木部監理課	096(383)1111
大分県	土木建築部土木建築企画課	097(536)1111
宮崎県	土木部管理課	0985(24)1111
鹿児島県	土木部監理用地課	099(286)2111
沖縄県	土木建築部土木企画課	098(866)2384

※ 土木事務所等の出先機関で許可申請書類の受付をしている場合があります。詳細については、上記担当課へお問い合わせ下さい。

表2 地方整備局建設業許可事務担当課一覽

地方整備局名	担当課名	電話番号	所管区域
北海道開発局	事業振興部建設産業課	011-709-2311	北海道
東北地方整備局	建政部計画・建設産業課	022-225-2171	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島
関東地方整備局	〃 建設産業第一課	048-601-3151	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、山梨、 長野
北陸地方整備局	〃 計画・建設産業課	025-280-8880	新潟、富山、石川
中部地方整備局	〃 建設産業課	052-953-8119	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿地方整備局	〃 〃	06-6942-1141	福井、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山
中国地方整備局	〃 計画・建設産業課	082-221-9231	鳥取、島根、岡山、広島、 山口
四国地方整備局	〃 〃	087-851-8061	徳島、香川、愛媛、高知
九州地方整備局	〃 〃	092-471-6331	福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局	開発建設部建設産業・地方整備課	098-866-0031	沖縄

表3 許可申請に必要なとなる書類の一覧

様式番号	書類の名称	要○否×	
		法人	個人
第1号	建設業許可申請書・別表	○	○
第2号	工事経歴書	○	○
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○
第4号	使用人数	○	○
第6号	誓約書	○	○
—	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	○	○
—	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書	○	○
第7号	経營業務の管理責任者証明書	○	○
第8号(1)	専任技術者証明書（新規・変更）	○	○
第8号(2)	〃（更新）	○	○
—	技術検定合格証明書等の資格証明書	○	○
第9号	実務経験証明書（必要に応じて卒業証明書を添付）	○	○
第10号	指導監督的実務経験証明書	○	○
第11号	令3条に規定する使用人の一覧表	○	○
第11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）	○	○
第12号	許可申請者（法人の役員・本人・法定代理人）の略歴書	○	○
第13号	令第3条に規定する使用人の略歴書	○	○
—	定款	○	×
第14号	株主（出資者）調書	○	×
第15号	貸借対照表	○	×
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	○	×
第17号	株主資本等変動計算書	○	×
第17号の2	注記表	○	×
第17号の3	附属明細表	※	×
第18号	貸借対照表	×	○
第19号	損益計算書	×	○
—	登記事項証明書	○	○
第20号	営業の沿革	○	○
第20号の2	所属建設業者団体	○	○
—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	○	○
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○

※ 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

- ① 資本金の額が1億円超であるもの

② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

【注】 許可の更新、業種を追加する場合や申請の内容により、省略可能又は提出不要の書類や上記の書類以外にも記載内容の確認のため提示又は提出を求める場合がありますので、詳細については提出窓口にご照会下さい。

表4 許可を受けた後の届出等

(1) 事実の発生から2週間以内に届出を行う必要があるもの

届出事項	届出書類等の様式
ア 経營業務の管理責任者を変更したとき	○経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)
イ 婚姻等により経營業務の管理責任者となっている者の氏名が変更となったとき	○経營業務の管理責任者証明書(様式第7号) <input type="checkbox"/> 添付 戸籍抄本又は住民票の抄本
ウ 営業所の専任技術者を変更したとき	○専任技術者証明書(新規・変更)(様式第8号(1)) <input type="checkbox"/> 添付 新たな技術者の技術資格に関する書面(技術検定合格証明書等)
エ 婚姻等により営業所の専任技術者となっている者の氏名が変更となったとき	○専任技術者証明書(新規・変更)(様式第8号(1)) <input type="checkbox"/> 添付 戸籍抄本又は住民票の抄本
オ 新たに営業所の代表者になった者があるとき	○変更届出書(様式第22号の2) <input type="checkbox"/> 添付 誓約書(様式第6号) ・登記されていないことの証明書 ・市町村の長の証明書 略歴書(様式第13号)
カ 経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者に係る基準を満たさなくなったとき	○届出書(様式第22号の3)
キ 法第8条第1号及び第7号から第11号までのいずれかに該当するに至ったとき	○届出書(様式第22号の3)

(2) 事実の発生から30日以内に届出を行う必要があるもの

届出事項	届出書類等の様式
ア 商号又は名称を変更したとき	○変更届出書(様式第22号の2) <input type="checkbox"/> 添付 登記事項証明書 ※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。
イ 既存の営業所について、 (ア) その名称 (イ) 所在地 (ウ) 営業所において営業を行う建設業の種類 のいずれかを変更したとき	○変更届出書(様式第22号の2) <input type="checkbox"/> 添付 登記事項証明書 許可申請書(様式第1号)の別表 ※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。

<p>ウ 資本金額（又は出資総額）に変更があったとき</p>	<p>○変更届出書（様式第22号の2）</p> <p>添付 登記事項証明書 株主（出資者）調書（様式第14号）</p> <p>※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。</p>
<p>エ 法人の役員、個人の事業主又は支配人の氏名に変更があったとき</p>	<p>○変更届出書（様式第22号の2）</p> <p>添付 登記事項証明書 許可申請書（様式第1号）の別表</p> <p>※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。</p>
<p>オ 営業所の新設をしたとき</p>	<p>○変更届出書（様式第22号の2）</p> <p>添付 ●当該営業所の代表者に関する書類 誓約書（様式第6号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記されていないことの証明書 ・市町村の長の証明書 一覧表（様式第11号） <p>略歴書（様式第13号）</p> <p>●当該営業所の専任技術者に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任技術者証明書（様式第8号(1)） ・新たな技術者の技術資格に関する書面（技術検定合格証明書等） <p>登記事項証明書 許可申請書（様式第1号）の別表</p> <p>※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。</p>
<p>カ 新たに役員、支配人となった者があるとき</p>	<p>○変更届出書（様式第22号の2）</p> <p>添付 誓約書（様式第6号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記されていないことの証明書 ・市町村の長の証明書 <p>略歴書（様式第12号）</p> <p>登記事項証明書 許可申請書（様式第1号）の別表</p> <p>※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。</p>
<p>キ 建設業を廃業等したとき （ア）許可に係る建設業者が死亡したとき【相続人が届出】 （イ）法人が合併等により証明したとき【役員であった者が届出】 （ウ）法人が破産手続開始の決定に</p>	<p>○廃業届（様式第22号の4）</p>

より解散したとき【破産管財人が届出】
(エ) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき【清算人】
(オ) 許可を受けた建設業を廃止したとき

(3) 事業年度が終了するごとに届出を行う必要があるもの（事業年度経過後4月以内に届出）

届出事項及び届出書類の様式等	
○	<p>変更届出書（国土交通大臣許可業者にあつては建設業許可事務ガイドラインで定める別紙8様式）</p> <p>※ 都道府県知事許可業者にあつては各都道府県で定める様式となります。 建設業許可事務ガイドラインは以下のアドレスに掲載されています。 (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/index01.htm)</p>
添付	<p>工事経歴書（様式第2号）</p> <p>直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）</p> <p>貸借対照表（様式第15号又は第18号）</p> <p>※ 法人の場合は様式第15号、個人の場合は様式第18号となります。</p> <p>損益計算書（様式第16号（完成工事原価報告書付）又は第19号）</p> <p>※ 法人の場合は様式第16号、個人の場合は様式第19号となります。</p> <p>株主資本等変動計算書（様式第17号）、注記表（様式第17号の2）</p> <p>※ 法人のみ必要となります。</p> <p>事業報告書（任意様式）</p> <p>※ 特例有限責任会社を除く株式会社は届出を行う必要があります。 必要記載事項については会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）において規定されています。</p> <p>附属明細表（様式第17号の3）</p> <p>※ 特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出することとなります。 ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。</p> <p>① 資本金の額が1億円超であるもの</p> <p>② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの</p> <p>納税証明書（税務署等が交付する当該税に係る納付すべき額及び納付済額を証する書面）</p> <p>※ 国土交通大臣許可業者については法人税、都道府県知事許可業者は事業税に係る書面となります。</p> <p>使用人数を記載した書面（様式第4号）</p> <p>※ 使用人数に変更があつた場合に限りします。</p> <p>令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）</p> <p>※ 令第3条に規定する使用人の一覧表に変更があつた場合に限りします。</p> <p>国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）</p>

※ 国家資格者・監理技術者一覧表に記載した技術者に変更があった場合に限りです。

定款

※ 定款に変更があった場合に限りです。

【注】 申請書と同様に上記変更届の記載内容の確認のため提示又は提出を求める場合がありますので、詳細については提出窓口にご照会下さい。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設□業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。
なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 8 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 9 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

（例

株	A	建設	□
B	建設	（有）	□

）

種 類	略 号
株 式 会 社	（ 株 ）
有 限 会 社	（ 有 ）
合 資 会 社	（ 資 ）
合 名 会 社	（ 名 ）
協 同 組 合	（ 同 ）
協 業 組 合	（ 業 ）
企 業 組 合	（ 企 ）

- 10 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はハのように1文字として扱うこと。
- 11 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 12 10「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 13 11「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については-（ハイフン）を用いて、例えば 13 のように記入すること。
- 14 12のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ-（ハイフン）で区切り、例えば 03 - 5253 - 8111 のように記入すること。
- 15 13「資本金額
又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
- 16 15「許可換えの区分」の欄並びに16「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。
「旧許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名				
氏名	役名（常勤・非常勤）	氏名	役名（常勤・非常勤）	
営 業 所				
名 称	営業しようとする建設業		所 在 地（郵便番号・電話番号）	
（主たる営業所）	特 定	一 般		
（その他の営業所）				
計 箇所				
申請時において既に許可を受けている建設業	国土交通大臣 知事	許可（ 般 - ）第 特	号	国土交通大臣 知事
	工事業	平成 年 月 日許可		許可（ 般 - ）第 特
				号
	国土交通大臣 知事	許可（ 般 - ）第 特	号	国土交通大臣 知事
	工事業	平成 年 月 日許可		許可（ 般 - ）第 特
				号
	国土交通大臣 知事	許可（ 般 - ）第 特	号	国土交通大臣 知事
	工事業	平成 年 月 日許可		許可（ 般 - ）第 特
				号
収入印紙又は証紙はり付け欄				
（収入印紙又は証紙は消印してはならない。）				

登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

記載要領

- 1 「役名」の欄は、役名のほかに常勤・非常勤の別を記載すること。
- 2 「営業所」の欄は、本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所を記載すること。
- 3 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けようとする建設業のうち左欄に記入した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の()内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。
- 4 「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 5 「収入印紙又は証紙はり付け欄」及び「登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は建設業法施行令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもって納めた場合にあつては、この限りでない。

工 事 経 歴 書

（建設工事の種類）

工事（税込・税抜）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額		工 期		
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所にレ印を記載）	千円	千円	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月	
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月

小 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円
合 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 7 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 8 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 9 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 10 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 11 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元 請	公 共						
		民 間						
	下 請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元 請	公 共						
		民 間						
	下 請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元 請	公 共						
		民 間						
	下 請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元 請	公 共						
		民 間						
	下 請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元 請	公 共						
		民 間						
	下 請							
	計							

記載要領

- 1 この表には、申請をする日の直前3年間に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 2 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載すること。
- 3 申請をする日の2年前の日の属する事業年度以前の事業年度に係る工事施工金額は、それぞれ「合計」の欄のみ記載すること。
- 4 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位：千円)」とあるのは「(単位：百万円)」として記載すること。

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	法第7条第2号イ、ロ 若しくはハ又は法第15 条第2号イ若しくはハ に該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

記載要領

- 1 この表には、建設業に従事している使用人数を記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者とし、労務者及び法人にあつては代表権を有する役員、個人にあつてはその事業主は含めないものとする。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

申請者、申請者の役員、令第3条に規定する使用人及び法定代理人は、
「 法第8条各号
法第17条において準用される法第8条各号 」 に規定されている欠格要件に該当
しないことを誓約します。

平成 年 月 日
申請者 印

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 「 法第8条各号
法第17条において準用される法第8条各号 」 及び 「 地方整備局長
北海道開発局長 知事 」 に
ついては、不要のものを消すこと。

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者、被証明者に使用者がない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又はあつた者とする。ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記入された事実を証し得る他の者を証明者として記載することができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。
- 3 「

の常勤の役員
本 人
の支配人

」、

イ
ロ

」、

地方整備局長
北海道開発局長
知事

、「国土交通大臣
知事」及び「

般
特

」については、不要のものを消すこと。
- 4

--

--

--

--

で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5

1

7

「申請の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 - 「1.新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて経營業務の管理責任者としての証明を行う場合
 - 「2.変更」・・・・・・ 現在証明されている経營業務の管理責任者に変更があつた場合
 - 「3.追加」・・・・・・ 現在証明されている経營業務の管理責任者に加えて新たな者を経營業務の管理責任者として証明する場合
 - 「4.更新その他」・・・・ 経營業務の管理責任者について、現在証明されている者のままとする場合また、「1.新規」、「3.追加」又は「4.更新その他」に該当する場合は 【新規・変更後・追加・更新その他】の欄に記入し、「2.変更」に該当する場合は 【新規・変更後・追加・更新その他】の欄及び 【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 「変更又は追加の年月日」の欄は、5により

1

7

の「申請の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、変更又は追加をした年月日を記入すること。
- 7

1

8

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により

1

7

の「申請の区分」の欄に「2」、「3」又は「4」を記入した場合に、申請時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の

大臣
知事

コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば

0

0

1

2

3

4

又は

0

1

月

0

1

日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8

1

9

「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば

平

又は

ハ

のように1文字として扱うこと。
- 9

2

0

及び

2

1

「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば

建設

--

因

--

--

--

のように左詰めで文字をカラムに記入すること。また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば

0

1

月

0

1

日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

記載要領

- 1 この証明書は、次の(1)から(5)までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) 現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
この場合、「(1)」を で囲み、「申請者届出者」の「届出者」を消すとともに、**[6][1]**「区分」の欄の□に「1」を記入すること。
 - (2) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合
この場合、「(1)」を で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、**[6][1]**「区分」の欄の□に「2」を記入すること。
 - (3) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合
この場合、「(1)」を で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**[6][1]**「区分」の欄の□に「3」を記入すること。
 - (4) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなつた場合（その者がこれまで専任の技術者となつていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記(2)又は(3)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）
この場合、「(2)」を で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、**[6][1]**「区分」の欄の□に「4」を記入すること。
なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合には、届出書(別記様式第22号の4)を用いて届け出ること。
 - (5) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更あつた場合
この場合、「(1)」を で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**[6][1]**「区分」の欄の□に「5」を記入すること。
なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。
- 2 「**{**法第7条第2号
法第15条第2号**}**、**{**地方整備局長
北海道開発局長
知事**}**、**{**国土交通大臣
知事**}**及び「**般特**」については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **[6][2]**「許可番号」の欄の**{**大臣
知事**}**「コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**[0][0][1][2][3][4]**又は**[0][1]月[0][1]日**のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **[6][3]**「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば**[フ]**又は**[フ]**のように1文字として扱うこと。
また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**[建 設][] [因 郎][] []**のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**[0][1]月[0][1]日**のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 **[6][4]**「今後担当する建設工事の種類」の欄は、**[6][1]**「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別表の「営業所」の欄の「営業しようとする建設業」に記載した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）

内に示された略号のカラムに記入すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	ぼ装工事（ぼ）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゆんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1(1)に該当する場合を除く。）に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となつていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

- 8 **6** **5**「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について建設業法施行規則別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。
- 10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記入し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記入すること。

専任技術者証明書(更新)

既に届け出たとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法第7条第2号} \\ \text{法第15条第2号} \end{array} \right\}$ に規定する下記の専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事

殿

申請者

印

記

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分	生年月日

記載要領

- 1 この証明書は、既に専任技術者証明書（新規・変更）（別記様式第八号（1））により専任の技術者の証明を行つた建設業について、許可の更新を申請する場合に作成すること。
- 2 「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法第7条第2号} \\ \text{法第15条第2号} \end{array} \right\}$ 」及び「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{地方整備局長} \\ \text{北海道開発局長} \\ \text{知事} \end{array} \right\}$ 」については、不要のものを消すこと。
- 3 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別表の「営業所」の欄の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	ほ装工事（ほ）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゆんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

- 4 「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について建設業法施行規則別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

令第3条に規定する使用人の一覧表

営業所の名称	職名	フリガナ 氏名

記載要領

1 この一覧表は、営業所に置く専任の技術者を除き、許可を受けようとする建設業又は許可を受けている建設業の種類にかかわらず、法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イ、口若しくはハに該当する者（以下「国家資格者等・監理技術者」という。）について、次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

ただし、法第15条第2号口に該当する者及び同号ハに該当（同号口と同等以上）する者の記入は、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者に限り行うこと。

(1) 現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合

現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合

この場合、「(1)」を で囲み、「申請者
届出者」の「届出者」を消すとともに、 「区分」の欄のに「1」を記入し、

国家資格者等・監理技術者全員について作成すること。

(2) 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「(1)」を で囲み、「申請者
届出者」の「届出者」を消すとともに、 「区分」の欄のに「2」を記入し、

既に提出している国家資格者等・監理技術者一覧表（以下「既提出の一覧表」という。）に記入された技術者以外の国家資格者等・監理技術者（法第7条第2号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第2号口に該当する者であるときは、その者を含む。）について作成すること。

(3) 既提出の一覧表に記入された技術者の有資格区分に変更があつた場合（法第7条第2号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第2号口に該当する者となつた場合を含む。）又は法第15条第2号口に該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が当該一覧表記入の建設工事の種類に加えて新たな建設工事の種類について同号口の指導監督的な実務の経験を有することとなつた場合

この場合、「(2)」を で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、 「区分」の欄のに「3」を記入し、

当該変更のあつた国家資格者等・監理技術者について作成すること。

(4) (2)の場合を除き、既提出の一覧表に記入された技術者に加えて新たに国家資格者等・監理技術者を追加する場合

この場合、「(2)」を で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、 「区分」の欄のに「4」を記入し、

新たに追加する国家資格者等・監理技術者について作成すること。

(5) 既提出の一覧表に記入された技術者がこの一覧表の提出を行う建設業者の国家資格者等・監理技術者でなくなつた場合

この場合、「(2)」を で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、 「区分」の欄のに「5」を記入し、

当該国家資格者等・監理技術者でなくなつた者について作成すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(4)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(5)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

2 「申請者
届出者」の欄は、この一覧表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの一覧表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。

4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5 「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば 又は 月 日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表

す文字については、例えば「キ」又は「ハ」のように1文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば「建設 〇 因 郎 〇 〇」のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば「0 1月0 1日」のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

7 7 4 「今後担当する建設工事の種類」の欄は、7 1 「区分」の欄に「5」を記入した場合を除き、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者で法第15条第2号ロ又はハに該当する技術者がいる場合に、当該技術者が同号ロの指導監督的な実務の経験を有する建設業に係る建設工事又は同号ハにより認定を受けた建設業に係る建設工事について、次の分類に従い、該当する数字を次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	ほ装工事（ほ）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄は、7 1 「区分」の欄の〇に「3」を記入した場合に限り、既提出の一覧表の「今後担当する建設工事の種類」の欄に記入した数字を同様の要領により記入すること。

8 7 5 「有資格区分」の欄は、この一覧表に記入された技術者が該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について建設業法施行規則別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

許可申請者（法人の役員
本人
法定代理人）の略歴書

現住所			
氏名		生年月日	年月日生
職名			
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	賞罰	年月日	賞罰の内容
上記のとおり相違ありません。			
平成 年 月 日		氏名 印	

記載要領

- 「法人の役員
本人
法定代理人」については、不要のものを消すこと。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

令第3条に規定する使用人の略歴書

現住所							
氏名		生年月日			年月日生		
営業所名							
職名							
職歴	期間		従事した職務内容				
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	賞罰	年月日		賞罰の内容			
上記のとおり相違ありません。							
平成 年 月 日				氏名		印	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

貸 借 対 照 表

平成 年 月 日 現在

（会社名） _____

資 産 の 部

流 動 資 産

千円

現金預金	
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	
短期貸付金	
前払費用	
繰延税金資産	
その他	
貸倒引当金	
流動資産合計	

固 定 資 産

(1) 有形固定資産

建物・構築物	
減価償却累計額	
機械・運搬具	
減価償却累計額	
工具器具・備品	
減価償却累計額	
土地	
建設仮勘定	
その他	
減価償却累計額	
有形固定資産計	

(2) 無形固定資産

特許権	
借地権	
のれん	
その他	
無形固定資産計	

(3) 投資その他の資産

投資有価証券
関係会社株式・関係会社出資金
長期貸付金
破産債権、更生債権等
長期前払費用
繰延税金資産
その他
貸倒引当金
投資その他の資産計
固定資産合計

繰延資産

創立費
開業費
株式交付費
社債発行費
開発費
繰延資産合計
資産合計

負債の部

流動負債

支払手形
工事未払金
短期借入金
未払金
未払費用
未払法人税等
繰延税金負債
未成工事受入金
預り金
前受収益
..... 引当金
その他
流動負債合計

固定負債

社債
長期借入金
繰延税金負債
..... 引当金

負ののれん
その他	_____
固定負債合計	_____
負債合計	=====

純 資 産 の 部

株 主 資 本	
(1) 資本金
(2) 新株式申込証拠金
(3) 資本剰余金	
資本準備金
その他資本剰余金	_____
資本剰余金合計
(4) 利益剰余金	
利益準備金
その他利益剰余金	_____
準備金
積立金
繰越利益剰余金	_____
利益剰余金合計
(5) 自己株式
(6) 自己株式申込証拠金	_____
株主資本合計
評価・換算差額等	
(1) その他有価証券評価差額金
(2) 繰延ヘッジ損益
(3) 土地再評価差額金	_____
評価・換算差額等合計
新株予約権	_____
純資産合計	=====
負債純資産合計	=====

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を
しん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万
円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として
記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。

- 5 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「流動負債」、「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の1以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 「流動資産」の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の1を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。「投資その他の資産」の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する「親会社株式」についても同様に、「投資その他の資産」に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の1以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 流動資産に属する「繰延税金資産」の金額及び流動負債に属する「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として流動資産又は流動負債に記載する。固定資産に属する「繰延税金資産」の金額及び固定負債に属する「繰延税金負債」の金額についても、同様とする。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 16 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 17 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 18 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 19 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 20 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(会社名) _____

売 上 高 千円

完成工事高
兼業事業売上高 _____

売 上 原 価

完成工事原価
兼業事業売上原価 _____

売上総利益 (売上総損失) _____

完成工事総利益 (完成工事総損失)

兼業事業総利益 (兼業事業総損失) _____

販売費及び一般管理費

役員報酬

従業員給料手当

退職金

法定福利費

福利厚生費

修繕維持費

事務用品費

通信交通費

動力用水光熱費

調査研究費

広告宣伝費

貸倒引当金繰入額

貸倒損失

交際費

寄付金

地代家賃

減価償却費

開発費償却

租税公課

保険料

雑 費

営業利益 (営業損失) _____

.....

営業外収益		
受取利息配当金	
その他	_____	_____
営業外費用		
支払利息	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
その他	_____	_____
経常利益（経常損失）	
特別利益		
前期損益修正益	
その他	_____	_____
特別損失		
前期損益修正損	
その他	_____	_____
税引前当期純利益（税引前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	_____	_____
当期純利益（当期純損失）		=====

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を
しん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万
円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として
記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 「兼業事業」とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業
をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもっ
て記載することができる。
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事
業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、
「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載する
ことを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについ
ては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。

- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

完 成 工 事 原 価 報 告 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(会社名)

千円

材 料 費	
労 務 費	
(うち労務外注費 _____)		
外 注 費	
経 費	
(うち人件費 _____)		

完成工事原価

記載要領

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載にあたって有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 9 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却
 - (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少
 - (7) 株主資本の計数の変動
 - 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - 剰余金の内訳科目間の振替
- 10 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 11 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。
- 12 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。
 - (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法。
 - (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法。
企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に扱う。
- 13 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- 14 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
 - (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法

- (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
- 15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
- (1) 評価・換算差額等
- その他有価証券評価差額金
 - その他有価証券の売却又は減損処理による増減
 - 純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
 - 繰延ヘッジ損益
 - ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
 - 純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減
- (2) 新株予約権
- 新株予約権の発行
 - 新株予約権の取得
 - 新株予約権の行使
 - 新株予約権の失効
 - 自己新株予約権の消却
 - 自己新株予約権の処分
- 16 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。
- (1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
- (2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
- この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。
- なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。
- 17 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

注 記 表
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

（会社名）

- 注
- 1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

 - 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法

 - (2) 固定資産の減価償却の方法

 - (3) 引当金の計上基準

 - (4) 収益及び費用の計上基準

 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

 - 3 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
担保に供している資産の内容及びその金額

担保に係る債務の金額

 - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
受取手形割引高 千円
裏書手形譲渡高 千円

- (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額

4 損益計算書関係

- (1) 工事進行基準による完成工事高
- (2) 「売上高」のうち関係会社に対する部分
- (3) 「売上原価」のうち関係会社からの仕入高
- (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

5 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末における発行済株式の種類及び数
- (2) 事業年度末における自己株式の種類及び数
- (3) 剰余金の配当
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

6 税効果会計

7 リースにより使用する固定資産

8 関連当事者との取引

取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

9 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

10 重要な後発事象

11 連結配当規制適用の有無

12 その他

記載要領

1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる 事象又は状況		×	×	×
2 重要な会計方針				
3 貸借対照表関係			×	×
4 損益計算書関係			×	×
5 株主資本等変動計算書関係				×
6 税効果会計			×	×
7 リースにより使用する固定資産			×	×
8 関連当事者との取引			×	×
9 一株当たり情報			×	×
10 重要な後発事象			×	×
11 連結配当規制適用の有無		×	×	×
12 その他				

【凡例】 ……記載要、×……記載不要

- 2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 3 記載すべき金額は、注9を除き千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 注に掲げる事項で当該事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 6 注に掲げる事項の記載にあたっては、以下の要領に従って記載する。
 - 注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性
その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が
存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該
事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画、当該重要な疑義の
影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載する。
 - 注2 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照
表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変
更したときは、その内容を追加して記載する。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。
- (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを
記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税

抜方式を採用すること。

注3

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡及債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役及び執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

注4

- (1) 工事進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注5

- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注6 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注7 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注8 「関連当事者」とは、会社計算規則第140条第4項に定める者をいい、記載にあたっては、関連当事者ごとに記載する。重要性の乏しい取引については記載を要しない。

- (1) 関連当事者との取引のうち以下の取引は記載を要しない。
 - 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 - 取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬等の給付
 - その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

注11 会社計算規則第186条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注12 注1から注11に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

貸借対照表

平成 年 月 日 現在

商号又は名称 _____

資産の部

流動資産	千円
現金預金
受取手形
完成工事未収入金
有価証券
未成工事支出金
材料貯蔵品
その他
貸倒引当金
流動資産合計
固定資産	
建物・構築物
機械・運搬具
工具器具・備品
土地
建設仮勘定
破産債権、更生債権等
その他
固定資産合計
資産合計

負債の部

流動負債	
支払手形
工事未払金
短期借入金
未払金
未成工事受入金
預り金
..... 引当金
その他
流動負債合計
固定負債	
長期借入金
その他
固定負債合計
負債合計

純 資 産 の 部

期首資本金
事業主借勘定
事業主貸勘定
事業主利益
純資産合計	=====
負債純資産合計	=====

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りように記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
期首資本金 - 前期末の資本合計
事業主借勘定 - 事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
事業主貸勘定 - 事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
事業主利益（事業主損失） - 損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「流動負債」、「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

商号又は名称 _____

千円

完成工事高	
兼業事業売上高	_____	_____
完成工事原価		
材料費	
労務費	
(うち労務外注費)		
外注費	
経費	_____	_____
完成工事総利益 (完成工事総損失)		_____
販売費及び一般管理費		
従業員給料手当	
退職金	
法定福利費	
福利厚生費	
維持修繕費	
事務用品費	
通信交通費	
動力用水光熱費	
広告宣伝費	
交際費	
寄付金	
地代家賃	
減価償却費	
租税公課	
保険料	
雑 費	_____	_____
営業利益 (営業損失)	
営業外収益		
受取利息配当金	
その他	_____	_____
営業外費用		
支払利息	
その他	_____	_____
事業主利益 (事業主損失)		=====

注 工事進行基準による「完成工事高」

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 注は、工事進行基準による完成工事高が完成工事高の総額の10分の1を超える場合に記載すること。

営 業 の 沿 革

創 業		年 月 日
創 業 後 の 沿 革		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
	許可申請直前の過去5年間で許可を受けて継続して営業した期間	

記載要領

「創業後の沿革」の欄は、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開、賞罰（行政処分等を含む。）、建設業の最初の登録及び許可等を記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 ○○銀行○○支店）

記載要領

- 1 (1)から(7)までの事項については、該当するものの番号を で囲むこと。
- 2 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 36「許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 7 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 8 届出の内容が(2)についての変更の場合には、この届出書のほかに建設業許可申請書（別記様式第一号）別表に掲げる「営業所」の欄に従い、変更後の一覧表を添付すること。
- 9 37「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 10 38「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例 □株□A建設□
□建設□有□□)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
有 限 会 社	(有)
合 資 会 社	(資)
合 名 会 社	(名)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 11 39「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はハのように1文字として扱うこと。
- 12 40「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 13 41「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 14 42「主たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については-（ハイフン）を用いて、例えば 区 関 2 - 1 - 1 3 □ のように記入すること。
- 15 43のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ-（ハイフン）で区切り、例えば 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 のように記入すること。
- 16 44「資本金額
又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(1)」を で囲むとともに、**5 2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (2) 許可を受けている一部の業種を廃業したことにより、当該業種に係る経營業務の管理責任者を削除した場合
この場合、「(2)」を で囲むとともに、**5 2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (3) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(3)」を で囲むとともに、**5 3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (4) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合
この場合、「(4)」を で囲むとともに、**5 3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (5) 法第8条第1号及び第7号から第11号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
この場合、「(5)」を で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「
地方整備局長
北海道開発局長
知事」
「国土交通大臣
知事」及び「
般
特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **5 1**「許可番号」の欄の「
大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0 0 1 2 3 4**又は**0 1**月**0 1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **5 2**及び**5 3**「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設** □ **因 郎** □ □のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0 1**月**0 1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	ほ装工事（ほ）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

記載要領

- 1 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 [5][4]「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。
- 5 [5][5]「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0[0][1][2][3][4]又は0[1]月0[1]日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 [5][6]「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 [5][7]「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。
- 8 太線の枠内には記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、(1)から(5)までの廃業等の理由のうち、該当するものを で囲むこと。

兼業事業売上原価報告書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(会社名) _____

千円

兼業事業売上原価	
期首商品(製品)たな卸高
当期商品仕入高
当期製品製造原価
合 計	=====
期末商品(製品)たな卸高
兼業事業売上原価	=====

(当期製品製造原価の内訳)

材料費
労務費
経 費
(うち外注加工費)	()
小計(当期総製造費用)
期首仕掛品たな卸高
計	=====
期末仕掛品たな卸高
当期製品製造原価	=====

記載要領

- 1 建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）に係る売上原価について記載すること。
- 2 二以上の兼業事業を営む場合はそれぞれの該当項目に合算して記載すること。
- 3 「(当期製品製造原価の内訳)」は、当期製品製造原価がある場合に記載すること。
- 4 「兼業事業売上原価」は損益計算書の兼業事業売上原価に一致すること。
- 5 記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。